

檀原市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
檀原市教育委員会

## 目次

- 1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 2
  
- 2. 目標 . . . . . 3
  
- 3. 計画の期間 . . . . . 3
  
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 3
  
- 5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて . . 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、本市における教育職員の業務量の適切な管理と心身の健康確保を図ることを目的として策定するものである。

近年、学校現場を取り巻く環境の変化や業務の多様化に伴い、学校に求められる役割は増加・複雑化している。こうした状況を踏まえ、教職員が心身ともに健全で働きがいを持つことができる環境を整備することは、教職員自身の幸福のみならず、子どもたちに対して質の高い教育を持続的に提供するためにも不可欠である。

本計画を通じて学校業務の整理及び効率化を推進し、教職員が心身ともに健康な状態で児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することにより、檀原市の子どもたちの豊かな学びとさらなる成長につなげていくことを目指す。

### (2) 本市の現状

- 本市では、奈良県が策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	～45 時間		45 時間超～	
	うち～30 時間			うち 80 時間超～
全体	29.3%	68.7%	31.3%	4.0%
小学校	32.1%	74.7%	25.3%	1.8%
中学校	21.5%	51.9%	48.1%	10.1%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体で31.3%となっている。保護者・地域からの要望・苦情の対応や部活動（中学校のみ）などの業務の負担感が大きくなっており、改善を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校通信や学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や市青少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金等について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、給食費については令和10年度の会計化に向けて取り組む。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者に対して、相談窓口（教育相談）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの管理については、集約化し民間事業者等への委託を検討する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進めている。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・市費スクールカウンセラーを配置、県費スクールソーシャルワーカーと連携し、学校支援体制を充実させる。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や心理相談員等による効果的な支援を促進する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を必要に応じて派遣する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定

する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校内外への文書配付やアンケート調査・集計などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、80%にする。
- ・勤務時間外の電話については、音声案内を活用する。

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。長期休業等の期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、檀原市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。